

令和7年度川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 申請基準

次の3つの要件にすべてあてはまる方が申請対象者です。

川崎市外の高校や
私立の高校も対象です！！

川崎市内に住所を有する
高校生 ※1

(令和7年6月1日時点)

学業成績 評定結果の
平均値が3.5以上

(令和6年度の全履修科目の評
定結果の5段階評価の平均値)

世帯の合計所得金額が
基準額以内 ※2、3

(令和6年1年間の所得)

次の表は目安であり、世帯の年齢構成などにより申請者ごとに基準額が異なります。対象になるか分からない方は、まずは申請を！！

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約239万円	約293万円	約337万円	約388万円	約427万円	約471万円
(総収入)	約366万円	約434万円	約489万円	約553万円	約602万円	約657万円

※1 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒です。

※2 世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

※3 基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定を基に算出します。

2 支給額



支給額（令和7年4月から令和8年3月末までの年額）

	国公立			私立		
	年額	前期(8月支給)	後期(2月支給)	年額	前期(8月支給)	後期(2月支給)
第1学年	36,000円	18,000円	18,000円	60,000円	30,000円	30,000円
第2学年	61,000円	18,000円	43,000円	85,000円	30,000円	55,000円
第3学年	46,000円	18,000円	28,000円	70,000円	30,000円	40,000円

・定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年の同額を支給します。

・高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

3 受付期間（紙申請・電子申請ともに）

令和7年6月13日（金）から 令和7年6月23日（月） まで

オンライン手続きがわさき
(e-KAWASAKI) から
申請ができます！！

・郵送の場合は、令和7年6月23日（月）消印有効

・持参の場合は、令和7年6月23日（月）17時15分まで

・受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、令和8年2月末まで申請を受け付けます。

4 審査結果

・審査結果については、令和7年8月上旬頃から中旬頃に申請者の自宅へ郵送する予定です。

5 申請方法

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください！！

Step1 提出書類を用意する（必要書類等は次表のとおり）

対象となる申請者	必要な提出書類	注意点等
(1) 紙による申請をする方	奨学資金支給申請書・推薦書【学年資金用】	<ul style="list-style-type: none"> 在籍する学校か市ホームページから入手 電子申請は不要
(2) 全申請者	住民票	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（高校生）本人が記載され、令和7年6月1日以降に発行されたもの（コピー可）
(3) 生活保護世帯の方	被保護証明書	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの（コピー可）
(4) 児童養護施設入居者・里親に委託されている方	<ul style="list-style-type: none"> 在籍証明書 児童委託証明書 	<ul style="list-style-type: none"> コピー可
(5) (3), (4) 以外で18歳以上の世帯員がいる方	令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税額証明書 又は 非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 左記証明書以外の書類（源泉徴収票、特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書等）では、受付できません。 世帯員の中で、18歳以上で学生でない方は、全員証明書が必要（無職の方や扶養に入られている方も必要）です。 ただし、「配偶者控除」を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要（「配偶者特別控除」とは異なります） やむを得ない事情により、課税額証明書・非課税証明書の提出が期限に間に合わない場合は、受付期限までに、紙の申請書だけでも郵送により提出し、証明書を入手後速やかに提出してください。また、証明書の提出が大きく遅れると、審査できず奨学生として採用できない場合があります。 なお、電子申請は書類がそろっていないと申請できません。

市税事務所、区役所、行政サービスコーナー等で取得できます（令和7年度の証明書は、令和7年6月10日（火）頃から発行開始）

※マイナンバーカードがあれば、コンビニでも取得可能です！！

電子申請

紙による申請

Step 2 e-KAWASAKI 利用者登録

- 電子申請を希望する申請者（高校生）または保護者等が、**事前に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」の利用者登録**

- すでに登録済みの方は登録不要
- 申請受付期間前でも利用者登録は可能

e-KAWASAKI
利用者登録はこちら



Step 3 電子申請手続

- 市ホームページ内「電子申請による申込」から、手続方法を確認の上、**申請フォームに入力し申請**（6月13日からオンライン申請のフォーム画面の表示開始）



URL : <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000105208.html>

Step 2 提出書類を郵送

上記 Step 1 で用意した提出書類を、**川崎市教育委員会事務局総務部学事課（6 問合せ先）へ郵送（持参も可）**

【注意点】

- 学校への成績要件の確認は、学事課から行うため、申請者が学校に申請書を提出する必要はありません。（奨学生推薦書の記載は不要）。**
- 普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を利用
- 郵送料は申請者負担

6 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎 5階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267